

つくば市長 市原 健一 殿  
つくば市役所 農業課 御中

## 放射能測定についての要望書

2012年5月29日  
茨城市民放射能測定プロジェクト  
茨城県つくば市妻木 1199-3  
共同代表 藤田 康元  
松岡 尚孝

昨年の福島第一原発の事故により、本市にも放射能が飛散・汚染されてから一年以上が過ぎました。その影響を受け、きのこ類や筍、山菜といった食品からも放射能が検出されているのが現状です。

今年度からは、国の食品中の放射性セシウムの基準値が一般食品について、100ベクレル/kg以下となりましたが、その基準の根拠の曖昧さと相俟って、検査の対象地点や品目、頻度などは充分とは言えず、消費者や生産者においては放射能に対する不安が払拭できない状況にあります。

つくば市においても、独自で購入した放射性物質測定器により、市民の要望に応じているものと思いますが、地域の農と市民の健康を守るために、更にその機器と情報を活かすべく、次の事項について要望いたします。

1. 市民は流通品のみを食べる訳ではありません。地域の農作物の汚染実態を明らかにするために、測定結果は販売用・自家用の如何に関わらず、公開して下さい。
2. 販売用か自家用かの違いは、放射能汚染に違いをもたらすものではありません。自家用の作物から基準値を超える放射能が検出された場合は、近隣の同品目の流通品につき、市が測定を実施し、基準値を超えた場合は、県や国の機関が所有するゲルマニウム半導体検出器と連携し詳細な検査をして下さい。
3. 当市民放射能測定所において、市内の農作物から基準値を超える放射能が検出された場合、流通の如何に関わらず、市の測定器による再検査を実施し、再度基準値を超えた場合は、県のゲルマニウム半導体検出器での検査を要望して下さい。

以上